

答 申 第 1 8 号
平成 3 0 年 1 0 月 1 0 日

高崎市監査委員 様

高崎市情報公開審査会
会長 阿部 圭司

高崎市情報公開条例第 1 9 条第 1 項の規定に基づく諮問について（答申）

平成 3 0 年 1 月 3 0 日付けで諮問のありました下記審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

諮問番号：諮問第 2 0 号

平成 2 9 年 9 月 4 日付け（第 1 5 7 - 4 号）「行政文書不存在通知」に係る審査請求

別紙

諮問番号：諮問第20号

答申番号：答申第18号

答 申 書

第1 審査会の結論

高崎市監査委員が行った決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書公開請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、高崎市情報公開条例（平成14年高崎市条例第42号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、高崎市長に対し、平成29年8月21日付けで「第70-1号 高崎市職員措置請求に係る監査の結果について（通知）」に関し、「『暫定ケアプラン』という表現が使われていますが、この『暫定ケアプラン』の定義が分かる情報」という内容の行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 事案の移送

高崎市長は、本件請求について、条例第14条第1項の規定に基づき、平成29年8月23日付けで高崎市監査委員（以下「実施機関」という。）に対し、事案の移送を行った。

3 実施機関の決定

実施機関は、平成29年9月4日に、本件請求に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）について、行政文書不存在通知（以下「本件処分」という。）を行い、不存在の理由を次のとおり付して請求人に通知した。

（不存在の理由）

「暫定ケアプラン」とは、介護保険運用上使用されている用語であり、監査委員は定義していないため、請求内容の情報は不存在。

4 審査請求

請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、本件処分を不服として、実施機関に対し平成29年10月26日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

5 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法

第 29 条第 2 項の規定に基づき、平成 29 年 12 月 6 日付けで弁明書を請求人に送付した。

6 諮問

実施機関は、条例第 19 条第 1 項の規定に基づき、高崎市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、平成 30 年 1 月 30 日付けで本件審査請求事案の諮問を行った。

第 3 争点

本件行政文書を不存在とした実施機関の決定は妥当であるか。

第 4 争点に対する当事者の主張

1 請求人の主張要旨

請求人は、「H18.3.27〔介護制度改革 information vol.80〕平成 18 年 4 月改定関係 Q & A (vol.2) 52 に、「暫定ケアプラン」の定義があり、行政文書不存在処分の取り消しを求める。」と主張している。

2 実施機関の主張要旨

実施機関は、弁明書並びに平成 30 年 1 月 31 日及び同年 3 月 29 日の当審査会における説明において、おおむね次のように主張している。

- (1) 請求人は、法律に規定のない暫定ケアプランという用語の定義が分かる情報を求めているが、実施機関は住民監査請求に係る監査の決定を行うにあたり、暫定ケアプランの定義を要しなかったため、定義していない。実施機関が作成及び取得した行政文書に暫定ケアプランの定義が分かる情報が記録されたものは存在しない。
- (2) 実施機関は、請求人による地方自治法第 242 条第 1 項に基づく住民監査請求（以下「本件監査請求」という。）に係る監査の過程で、様々な事項を調査するが、監査の結果に記載する事項やその他の行政文書に記載する事項は、その必要性や合理性に基づき実施機関が判断する事柄である。監査の決定にあたり必要としないものについては、収集及び取得をしていない。
- (3) 請求人は、「H18.3.27〔介護制度改革 information vol.80〕平成 18 年 4 月改定関係 Q & A (vol.2) 52 に、「暫定ケアプラン」の定義があり、行政文書不存在処分の取り消しを求める。」と主張するが、実施機関は、住民監査請求に係る監査の決定を行うにあたり、当該資料を必要としなかったため取得していない。

第 5 審査会の判断

1 争点

「行政文書を保有していない」という類型には、①そもそも作成又は取得をしていない、②作成又は取得をしたが保存期間満了により廃棄済み、③公開請求の対象となる「行政文書」ではないという3つの場合があるが、実施機関は①の作成も取得もしていないと主張しているので、本件行政文書が、実施機関における事務処理において、作成し又は取得されたか否かを検討する。

(1) 本件行政文書について

請求人は、法律に規定のない暫定ケアプランという用語の定義が分かる情報を求めているが、実施機関は住民監査請求に係る監査の決定を行うにあたり、暫定ケアプランの定義を要しなかったため、定義しておらず、実施機関が作成及び取得をした行政文書に暫定ケアプランの定義が分かる情報が記録されたものは存在しない。また、監査にあたり該当する文書の作成及び取得をしなくとも、事務処理において不都合はなかったという、実施機関の主張に特段の不自然な点は認められない。

(2) 審査会の調査について

審査会は、実施機関に対して、条例第22条第4項に基づく調査を実施し、監査委員事務局において本件行政文書の保有の有無を確認したが、本件行政文書として改めて特定すべき行政文書の存在は確認できなかった。

(3) したがって、本件行政文書を不存在とした実施機関の判断に、特段の不自然な点は認められない。

2 結論

以上のことから、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、請求人の実施機関に対するその他の主張は、本答申の判断を左右するものではない。

審査会の経緯（行政文書公開請求）

年 月 日	審 理 経 過 等
平成30年1月30日	諮問
平成30年1月31日 平成30年4月26日 平成30年5月31日	調査、審議
平成30年7月19日 平成30年8月 8日 平成30年9月27日	答申調整
平成30年10月10日	答申

高崎市情報公開審査会委員

会 長	阿部 圭司
副会長	田島 義康
委 員	有賀 長規
委 員	竹内 健
委 員	越澤 恭行